



令和2年度 就学援助制度

小・中学校での学習に必要な費用の保護者負担を軽減するため、その一部を援助します。
※毎年申請が必要です。

対象 市内小・中学校に就学する児童・生徒の保護者で、経済的に困窮し、経済状態が生活保護基準に準ずる程度と認められる世帯

申請・問合先 4月に学校で配布する申請用紙に記入し、5月29日(金)(郵送の場合は5月31日(日)の消印有効)までに直接または郵送で〒598・8550 泉佐野市役所 学校教育課へ

※期日を過ぎると、援助の対象は申請した月からとなります。入学前に新入学用品費の申請をした人も、令和2年度の就学援助の申請が必要です。

4月6日～15日

春の全国交通安全運動

交通事故は、いつ、どこで起こるかわかりません。これを機

に、平日頃からルールを守りマナーの実践を習慣づけ、加害者・被害者にならないよう十分に交通安全を心がけましょう。今回の重点は次の4項目です。

●**子どもを始めとする歩行者の安全の確保**：道路で遊んだり、飛び出しや無理な横断、信号無視はやめましょう。ドライバーは、子どもや高齢者などの行動特性を理解し、通学路や生活道路では、思いやりのある運転を心がけましょう。歩行者はドライバーに、「目と手で合図」を送るなどして事故を防止しましょう。

●高齢運転者などの安全運転の励行

・高齢運転者はゆとりのある運転を心がけ、加齢などに伴う身体能力の変化を感じたら運転免許証の自主返納を考えましょう。70歳以上の人が運転するとき、「高齢運転者標識」をつけましょう。

・シートベルト・チャイルドシートは大切な命を守ります。後部座席を含め、すべての同乗者が必ず着用しましょう。

・「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を遵守しましょう。飲酒運転をするおそれのある人にお酒をすすめたり、車を貸した

り、飲酒運転の車に乗せてもらうことも犯罪です。絶対に飲酒運転は、しない・させないようしましょう。

●**自転車の安全利用の推進**：「自転車安全利用五則」を活用し、信号遵守と一時停止・安全確認などの交通ルールを守って安全な通行を心がけましょう。スマートフォンなどの使用、一人乗り、傘差し運転などの危険な運転はやめましょう。歩行者の横を通行するとき、減速し十分な距離を取りましょう。夕暮れ時は早めにライトをつけましょう。幼児・児童・高齢者が自転車に乗車する時はヘルメット着用を徹底し、中・高校生などもヘルメットを着用しましょう。万一に備えて、自転車損害賠償保険などに加入しましょう。

●**「横断歩道ハンドサイン運動」の推進**：歩行者は、道路を横断するとき、しっかりと左右を確認し、必ず横断歩道を渡りましょう。横断歩道を横断するときは、手のひらなどをドライバーに見せるなど、手で合図(ハンドサイン)をしましょう。ドライバーは、横断歩道があることを示す道路標識として、ダイヤモンドマークがあります。原則として横断歩道手前概ね50と30メー

トルの位置に標示されていますので、ダイヤモンドを確認すれば、横断歩道の手前で停止できるような速度で進行しましょう。横断しようとする歩行者には、「お先にどうぞ」と手で合図(ハンドサイン)をしましょう。

問合先 道路公園課

南部大阪都市計画案の縦覧

府では、次の南部大阪都市計画案について縦覧を行います。関係市町村の住民および利害関係人は縦覧期間満了日までに意見書を提出することができます。

●**「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」**
期間 5月18日(月)～6月1日(月)の平日開庁時間
場所 大阪府庁別館3階 都市計画室計画推進課(大阪市中央区大手前3丁目)、市都市計画課(りんくうタウン駅ビル)
意見書の提出・問合先 府都市計画室計画推進課(☎06・6944・6776)



かんくうNEWS

問合先 関西国際空港案内(☎455-2500)
ホームページ <https://www.kansai-airport.or.jp/>

■ **「SMALL WORLDS TOKYO」が4月25日にグランドオープン!**
～関西国際空港エリアでは、リアルな空港の日常が再現されます～

SMALL WORLDS TOKYOは東京・有明にオープンする世界最大級の屋内型ミニチュア・テーマパークです。パーク内は「関西国際空港エリア」をはじめ、旅行に出かけた気分になれる「世界の街」など7つのエリアがあります。空港のエリアでは、実際には撮影できない角度から写真を撮ることができ、ミニチュアならではの体験が可能です! またエンジン音などが忠実に再現された飛行機がダイナミックな離着陸を繰り返し、約30分間隔で空港の1日が観察できます。東京へお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。

開業日 4月25日(土)
場所 東京都江東区有明1丁目3-33有明物流センター
アクセス ゆりかもめ「有明テニスの森」駅 徒歩3分
りんかい線「国際展示場」駅 徒歩9分
※掲載内容は2020年2月時点の情報です。最新情報はSMALL WORLDS公式ホームページ (<https://www.smallworlds.jp>) にてご確認ください。

紙類、古着、

水銀を用いた製品の
いみの出し方

紙類は品目ごとに分け、ビニールやガムテープなどの異物は取り除いて、ひもで十字にしばって出してください。(新聞は、販売店からもう排出用のビニール袋が使用できません)。段ボール、紙袋などを排出用の容器として使用したもの、異なる品目を一緒にしたもの、紙類以外の粗大ごみなどを混入したものは回収できません。

悪い例



古着は、市販の無色透明な袋(45ℓ程度まで)に入れて出してください。また、家庭で不用になった体温計、血圧計、ボタン電池など、水銀を用いた製品の処分については、直接問い合わせてください。

問合先 環境衛生課

墓地の花ガラ置場

檀波羅公園墓地や町会管理墓地の花ガラ置場は、墓地の花ガラ専用です。家庭から出たごみや粗大ごみなどは回収できません。みなさんが気持ちよく墓地施設を利用できるよう、ご協力をお願いします。

問合先 環境衛生課



泉佐野南部公園の

スポーツ施設の予約

4月1日より、泉佐野南部公園の運営管理が指定管理者に移行されますので、グラウンドやテニスコートなどの利用申込が、従来のりんくう中央公園管理事務所から泉佐野南部公園管理事務所での受付に変更になります。

問合先 道路公園課

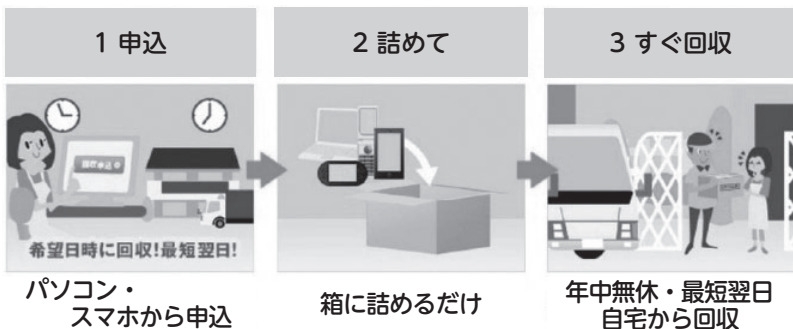
※詳しくは、市のホームページをご覧ください。

宅配便を活用したパソコン・小型家電の回収

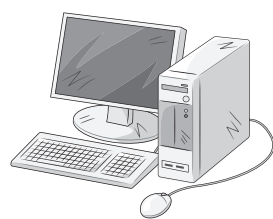
本市と小型家電リサイクル法の認定事業者「リネットジャパンリサイクル株式会社」は、使用済小型家電の回収について協定を結び、連携・協力してパソコン・小型家電のリサイクルに取り組んでいます。パソコンの回収は無料(1箱分)で利用できます。データの消去方法がわからないなど、パソコンの廃棄にお困りの人は、利用してください。従来の回収も引き続き行いますので、利用しやすい方法でリサイクルにご協力をお願いします。

リネットジャパンリサイクルによる回収は、インターネットで申し込むだけで、宅配事業者が希望日時に自宅まで回収に伺います。

- 回収品目**
- パソコンおよび小型家電400品目以上
 - ※テレビなど家電リサイクル法対象品や石油・ガスを利用する製品は対象外。詳しくはリネットジャパンリサイクルホームページをご覧ください。
 - 箱のサイズは3辺の合計が140cm以内の段ボールで、重さ20kg以内
 - ※箱はご自身で用意してください。箱に入れば何点入れても回収可能



問合先 環境衛生課



料金	1箱目	2箱目以降	備考
パソコン本体のみ	市民は無料	1,500円(税別)	各種オプションサービスを利用の際は、追加料金が必要です。
パソコン本体と小型家電	1,500円(税別)	1,500円(税別)	
小型家電のみ	1,500円(税別)	1,500円(税別)	

※回収料金は、申込時にクレジットカードまたは銀行ネット決済を選択いただくか、回収時のお支払になります。なお、回収時のお支払の場合、別途、回収1回あたり箱数に関係なく198円(税抜)が必要です。

- 申込**
- リネットジャパンリサイクルのホームページ (<http://www.renet.jp>) から申し込んでください。インターネットより「リネットジャパンリサイクル」で検索してください。
 - 市環境衛生課に設置の専用ファックス用紙でも申込ができます。(環境衛生課ホームページからダウンロードもできます。)
 - ※電話での申込はできません。また、事業者は利用できません。小型家電の宅配便回収は、リネットジャパンリサイクル株式会社が取り組む独自のサービスです。利用料金や利用方法が変更となる場合がありますので、詳しくはリネットジャパンリサイクルのホームページで確認してください。

各イベントなどの開催状況については、担当課・主催者などへ問い合わせてください。

東京2020オリンピック聖火リレー開催に伴うコミュニティバス運休のお知らせ

問合せ 道路公園課

4月15日(水)の聖火リレー開催に伴い、北・中・南回りの第2・3便、田尻回りの第1～3便が運休となります。ご理解ご協力をお願いします。
※中止の場合は、通常通り運行します。

「聖火リレー」は中止になりました。

市公園墓地 使用者募集

申込・問合せ先 環境衛生課

「泉佐野市公園墓地（区画墓地）使用申込みのしおり」を入手し、各申込期間に所定の用紙に必要事項を記入・押印し、必要書類を添えて環境衛生課へ。

【区画墓地】

使用者ごとにお墓を設ける、従来からある墓地の形です。

募集区画・永代使用料

- 1区画2.25㎡・7区画・98万円
- 1区画4.00㎡・1区画・174万2千円

申込資格 泉佐野市に住所または本籍を有する世帯主の人で、埋蔵する親族のご遺骨をお持ちで（遠方の墓地などからの改葬を含む）、1年以内に墓石などの設置が可能な人

※詳しくは「泉佐野市公園墓地（区画墓地）使用申込みのしおり」をご覧ください。

申込期間 4月13日(月)～24日(金)（土・日曜日除く）

※使用申込みのしおり・募集区画地図は環境衛生課にあります。また、ホームページ（http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seikatsu/kankyo/menu/bochi/bosyu_1.html）からダウンロードもできます。

抽選日

5月10日(日) 午前10時～ 市役所3階302会議室

※申込者が募集区画数を超えない場合でも、場所の抽選を行いますので、必ず参加してください。

【合葬式墓地】

ひとつの大きなお墓に5千体までのご遺骨を一緒に埋蔵する墓地で、市が管理を行います。個人で管理する必要がないことから、お墓の承継の心配がありません。満65歳以上の方は、生前予約も可能です。

使用料 合葬式墓地使用料1体10万円、記名板使用料1枚5万円（希望者のみ）

※市公園墓地の区画墓地を使用している人が、区画墓地を返還して合葬式墓地を利用される場合は、1/2の金額です。

申込資格

●泉佐野市に住所または本籍を有し、埋蔵する親族のご遺骨をお持ちの人（改葬を含む）

●死亡当時、泉佐野市に住所または本籍を有していた親族のご遺骨を埋蔵しようとする人（改葬を含む）

●泉佐野市に住所または本籍を有する満65歳以上の人で、死後に自らのご遺骨を埋蔵しようとする人

●泉佐野市公園墓地（区画墓地）を使用している人で、区画墓地を返還して合葬式墓地を使用しようとする人
※詳しくは、使用申込みのしおりをご覧ください。

申込期間 5月11日(月)～22日(金)（土・日曜日を除く）

※使用申込みのしおりは環境衛生課にあります。また、ホームページ（http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seikatsu/kankyo/menu/bochi/bosyu_2.html）からダウンロードもできます。

消防本部からのお知らせ

平成31年・令和元年の火災・救急・救助の概況

泉州南消防組合管内（泉佐野市）における火災・救急・救助の概況は次のとおりです。

今年も火災を1件でも減らすことを目標に火災予防に取り組みますので、みなさんも火気の取扱いに注意し、放火されない街づくりにご協力をお願いします。また、救急件数は横ばいですが、いざと言う時に救急車が出動中でなかなか来ないという状況にならないためにも、救急車の適正利用にご協力をよろしくお願いいたします。

火災 ●火災件数…18件
●死者…1人、負傷者…1人
●損害額…1億6,800万4千円
●おもな火災原因…電気配線器具、不明

救急 ●救急出動件数…6,776件
●救急搬送人員…6,204人

救助 ●救助出動件数…66件
●救助人員…35人

問合せ先 泉州南広域消防本部 警備課
(☎462-1080 Fax460-2119)

住宅用火災警報器の 設置状況を調査します

国からの通知に基づき、泉州南消防組合が調査しますので、ご協力をお願いします。

実施期間

4月13日(月)～5月15日(金)

実施方法 無作為に抽出した住宅に消防職員が訪問し、設置状況を聞き取り調査させていただきます。（5～10分程度）
※消防職員は、身分証を携帯しています。また、職員が消火器や住宅用火災警報器を販売することはありません。

問合せ先

泉州南広域消防本部 予防課
(☎469-0886 Fax460-2119)

泉佐野市立 児童発達支援センター

「泉佐野市立木馬園」を児童福祉法に規定する児童発達支援センターに位置付け整備し、4月から開設します。

場所 南中安松1548番地
(木馬園と同じ場所)

実施事業 通所利用の障害児やその家族に対する支援を行うほか、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育施設となります。

●児童発達支援事業(定員45人)
：障害児および発達障害児が必要な児童に対する日常生活における基本的な動作の指導や独立生活に必要な知識技能の付与、集団生活への適応訓練など

●障害児相談支援事業：障害児の心身の状況や環境、障害児または保護者の意向などを踏まえて障害児支援利用計画の作成

●保育所等訪問支援事業：障害児が集団生活を営む保育所や学校などを訪問し、障害児本人に対して集団生活適応のための支援や訪問先施設のスタッフに対して支援方法の指導などを行う事業

問合先 子育て支援課
※詳しくは市ホームページをご覧ください。

お弁当作りにおける三原則

暖かい季節はお弁当を持って出かける機会が多くなります。しかし、お弁当は作つてすぐ食べないことから、食中毒への注意が特に必要です。

お弁当作りの際は、菌をつけない・ふやささない・やつつける、の三原則を守りましょう。

- ①菌をつけない
- 調理前や盛付前によく手を洗う
- おかずは清潔な箸で詰める
- おにぎりはラップ越しに握る
- 調理中にスマホを触らない

②菌をふやささない

- おかずは汁気を除き、使い捨てカップに詰める
- 熱々のごはんやおかずは冷ましてから詰める
- 保冷バッグで冷やして持ち運び、早めに食べきる

③菌をやつつける

- おかずはしっかりと加熱する

問合先 泉佐野保健所 食品衛生課 (☎464・9688)



さらに街頭防犯カメラ 100台の運用を開始!

本市では、市内8駅周辺で48台、教育委員会が各小学校の通学路に53台、市内全域に100台の防犯カメラを設置しています。

さらに、より安全・安心なまちを目指し、泉佐野警察署の協力のもと、100台の防犯カメラを増設し、運用しています。

なお、防犯カメラの設置場所は、ホームページで掲載します。

問合先 自治振興課



国民年金

問合先 国保年金課

令和2年度の国民年金保険料が「月額16,540円」に改定されました。

学生納付特例制度

国民年金保険料の納付が困難な学生に、納付を猶予します。
※過去2年分までさかのぼって申請できます。

対象 学校教育法に規定する大学(大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専門学校、専修学校)などに在学する20歳以上で、本人の前年所得が一定額以下(単身の場合118万円など)の学生

※いづれも夜間部・定時制・通信教育課程含む
申請 国保年金課
審査・決定 日本年金機構
■承認を受けた期間は：

●期間中に障害や死亡など不慮の事態になったときに、受給資格があれば障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されます。

●年金の受給資格期間に算入されます(老齢基礎年金の年金額には反映されません)。

●期間中の猶予された保険料は、承認を受けた月から10年以内であれば追納(さかのぼって納めること)ができます。

※承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

■申請はお早めに

対象期間 4月分～来年3月分
必要なもの 個人番号または基礎年金番号が確認できるもの、学生証など学生である証明、印鑑(本人が署名する場合は不要)

■前年度承認を受け、今年度も在学中の人の申請

承認には毎年申請が必要ですが、前年度承認を受け4月以降も在学予定であることが確認できた人には、日本年金機構からハガキ形式の「国民年金保険料学生納付特例申請書」を送付しています。引き続き在学中の場合は、必要事項を記入し返送すれば、市役所での申請は不要です。

「従来どおりの申請が必要な人」

●在学中の学校などが変わった
●前年中は一定額以上の所得があったが、今はない

●申請書が届かなかつた
※詳しくは問い合わせください。

